



熊本県公報

第13303号
令和6年(2024年)
2月6日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の廃止…… (障がい者支援課)	1
○道路の区域変更…… (道路保全課)	1
○道路の供用開始…… (〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…… (砂防課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…… (〃)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…… (〃)	3
○保安林の指定の解除に関する予定…… (森林保全課)	4
公 告	
○道路の位置の指定…… (建築課)	4
○道路の位置の指定…… (〃)	4
○農用地利用集積等促進計画の認可…… (農地・担い手支援課)	5
○農用地利用集積等促進計画の認可…… (〃)	6
○牛深漁港漁港施設用地における陸上養殖事業者の募集…… (漁港漁場整備課)	6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…… (建築課)	9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…… (〃)	9

告 示

熊本県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
アンビー合志訪問介護ステーション 合志市竹迫2290番地3	株式会社シーヒューマン 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2番26号 中芝 廉	居宅介護、重度訪問介護	令和6年（2024年）1月31日

熊本県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字陳林	前	11.3	320.0	旧道移管
				～		
		386番3地先から	41.0			
阿蘇郡南阿蘇村大字両併字東井川上	5.6	～	420.0			

		238番2地先まで	19.6	320.0
			後 11.3 ～ 41.0	

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月6日

熊本県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市今字森北 324番1地先から 菊池市森北字地蔵ノ上 1460番1地先まで	949.6	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月8日

熊本県告示第110号

平成28年(2016年)12月9日熊本県告示第1045号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
頭地-6	五木村甲字頭地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
高野-1	五木村乙字高野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
頭地-6	五木村甲字頭地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
高野-1	五木村乙字高野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南

広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。))

熊本県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下2	人吉市矢岳町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
中3	人吉市矢岳町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上田代A	人吉市上田代町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上田代B	人吉市上田代町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大畑G	人吉市大畑町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
大畑H	人吉市大畑町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大塚A	人吉市西大塚町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大塚B	人吉市西大塚町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大塚C	人吉市西大塚町 人吉市東大塚町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大塚D	人吉市東大塚町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大塚E	人吉市東大塚町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大塚F	人吉市東大塚町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大畑I	人吉市大畑町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西大塚B	人吉市西大塚町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
西大塚C	人吉市西大塚町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東大塚C	人吉市東大塚町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
東大塚D	人吉市東大塚町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
東大塚E	人吉市東大塚町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
東大塚F	人吉市東大塚町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
矢岳A	人吉市矢岳町	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

矢岳B	人吉市矢岳町	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
矢岳C	人吉市矢岳町	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
矢岳D	人吉市矢岳町	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
矢岳E	人吉市矢岳町	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
東大塚G	人吉市東大塚町	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
東大塚H	人吉市東大塚町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東大塚I	人吉市東大塚町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東大塚J	人吉市東大塚町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
矢岳F	人吉市矢岳町	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
矢岳G	人吉市矢岳町	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
西大塚D	人吉市西大塚町	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大畑J	人吉市大畑町	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字折渡3908番15、3908番16
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
(その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第87号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 築造者の住所 菊池市豊間1253番地1
- 築造者の氏名 株式会社リバーホーム
- 道路の位置 菊池市西寺字前畑1739番9
- 道路の幅員 6.05メートル
- 道路の延長 41.15メートル
- 指定年月日 令和6年（2024年）1月19日
- 指定番号 熊本県指令北景建第309号

熊本県公告第88号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町松橋235番地
- 2 築造者の氏名 野方昇
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1330番4及び同1345番6
- 4 道路の幅員 6.12メートルから6.18メートルまで
- 5 道路の延長 20.18メートル
- 6 指定年月日 令和6年（2024年）1月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第135号

熊本県公告第89号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年（2024年）2月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加江 裕二	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2782番ほか13筆
古山 智	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1305番1ほか8筆
古山 智	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1305番8
加江 裕二	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1472番
加江 裕二	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1450番ほか1筆
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3978番ほか2筆
池田 昌彦	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字中高原81番18ほか3筆
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内4015番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3972番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3986番
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3980番
池田 昌彦	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字城平4078番
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上4148番34ほか2筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上4148番37
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3979番ほか1筆
池田 昌彦	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字城平4045番ほか1筆
中村 辰弘	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町野津字東大鳥2491番
本田 将也	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字鳶巣726番ほか5筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下六嘉字吉原2710番2ほか1筆

森田 義美	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木字和泉前868番1ほか1筆
森下 文夫	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字御供田234番ほか1筆
田中 翔一	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字寺前12番1ほか1筆
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字中寺原1681番19
株式会社有田牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字中寺原1681番20
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番5ほか4筆
竹崎 歩	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字屋敷ノ前2145番
竹崎 歩	上天草市松島町内野河内	上天草市松島町内野河内字今村1431番1ほか1筆

2 認可年月日
令和6年(2024年)1月29日

熊本県公告第90号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
蒲池 恭一	玉名郡和水町上板楠	玉名郡南関町大字豊永字梅葉諏訪2566番1ほか2筆
多田隈 圭志	玉名郡南関町上坂下	玉名郡南関町大字上坂下字明ノ前1995番1ほか1筆

2 認可年月日
令和6年(2024年)1月29日

熊本県公告第91号

牛深漁港の漁港施設用地における陸上養殖事業者について、次のとおり募集する。

令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 募集の目的及び対象事業

熊本県が管理する牛深漁港区域内の本県が所有する用地について、漁港施設用地の有効活用を図り、水産業の振興に資する事業として、陸上養殖を行う者を募集する。

2 事業のための用地の概要

- (1) 所在地 天草市牛深町字西ノ俣346番19、39、42、43、48及び50
- (2) 土地所有者 熊本県
- (3) 面積 用地①(F-92) 4,958平方メートル
用地②(F-93) 4,245.49平方メートル
- (4) 占用料 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号。以下「漁港管理条例」という。)による。
- (5) 占用期間 10年を超えることができない。ただし、申請により更新は可能とする。

3 応募資格

事業に応募することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

なお、応募後にその要件を満たさなくなったときは、事業者に係る資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 令和6年(2024年)2月6日(火)から起算して1年前の日までに、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (4) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

4 募集日程
募集は、次の日程により行う。ただし、(5)の日程は予定であり、必要に応じて変更することがある。

- (1) 募集開始 令和6年(2024年)2月6日(火)
- (2) 現地説明会 令和6年(2024年)2月21日(水)
- (3) 質問事項の受付 令和6年(2024年)2月28日(水)午後5時まで
- (4) 応募書類の受付期限 令和6年(2024年)3月6日(水)午後5時まで
- (5) 事業者決定通知 令和6年(2024年)3月下旬

5 公告関係書類の配布
公告関係書類は、令和6年(2024年)2月6日(火)から令和6年(2024年)3月6日(水)までの間に、インターネットの熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課のホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/97/>)から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次の場所で交付する。

交付場所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課(熊本県庁本館10階)
電話 096-333-2463(ダイヤルイン)
ファクシミリ 096-381-8512
メールアドレス gyokogyojo@pref.kumamoto.lg.jp

交付期間 令和6年(2024年)2月6日(火)から令和6年(2024年)3月6日(水)までの日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。

6 利用申請書等の提出方法等

- (1) 受付期間 令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年(2024年)3月6日(水)までの日(県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
- (2) 提出方法 応募書類は持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。なお、郵便等による提出は、令和6年(2024年)3月6日(水)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。
- (3) 提出場所 書類は5の場所に提出する。
- (4) 提出にあたっての留意事項
ア 書類の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は必要な場合において応募書類の内容の全部または一部を使用することができる。
イ 提出された書類は返却しない。
ウ 応募のあった法人等の名称等は公表する。
エ 書類や審査結果は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第7条の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、非開示になるものである。
オ 受付期間後、応募書類の再提出又は差替えは原則認めない。
カ 応募書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合がある。

7 質問事項の受付及び回答
公告関係書類の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期限 令和6年(2024年)2月28日(水)
- (2) 受付方法 質問票(別紙1)に記入の上、5の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課ホームページにも随時掲載する。
- (4) 回答期限 質問を受けた日の翌日から起算してから5日以内(県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「県の休日」という。)を除く)。

8 現地説明会の実施
現地説明会を次のとおり実施する。なお、希望者がいない場合は実施しない。

- (1) 日時 令和6年(2024年)2月21日(水)午前11時から
- (2) 場所 牛深漁港春這地区給油タンク前(天草市牛深町字西ノ俣346番周辺)
- (3) 申込方法 現地説明会申込書(別紙2)に法人等の名称、参加予定者(各法人等

3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和6年(2024年)2月14日(水)午後5時までに5の場所に申込むこと。

9 提出書類

応募者は次のとおり利用申請書等の書類を提出すること(別紙3)。

- (1) 利用申請書(様式1)
- (2) 利用計画平面図(利用箇所及び面積を示したもの)
- (3) 法人等の概要(様式2)
- (4) 会社の定款(任意様式)
- (5) 会社の履歴(任意様式)
- (6) 過去3年間の収支状況が明らかにできる書類(任意様式)
- (7) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がない法人等であることを証明する納税証明書
- (8) 利用申請に係る宣誓書(様式3)
- (9) 事業計画書(様式4)
- (10) 資金計画書(様式5)
- (11) 収支見込額(様式6)

書類提出部数については、正本1部、副本6部とする。

10 事業者の決定方法等

- (1) 事業者の決定方法
漁港施設未利用地活用事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、利用希望者の事業計画等を次の(2)の評価基準に基づいて各委員が評価を行う。さらに県において、評価結果と経営状況等を総合的に勘案して事業予定者を決定する。

(2) 評価基準

	評 価 項 目	評 価 の 視 点
1	事業実施体制	事業を行うにあたり、十分な体制となっているか。
2	利用面積、設備投資及び額	利用面積及び事業目的を効果的に発揮させる設備投資及び額となっているか。
3	資金計画	実現性のある資金計画となっているか。
4	収支計画	実現性のある収支計画となっているか。
5	地域への貢献	地域の活性化に寄与する提案となっているか。

(3) 事業者決定の通知及び非選定理由の説明

ア 結果の通知

事業者の決定結果については、応募書類を提出したすべての応募者に通知する。

イ 非選定理由の説明

事業者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)以内に書面(任意様式)により非選定理由について説明を求めることができる。なお、その回答については、非選定理由について説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日間(県の休日を除く。)に書面により行う。

(4) 評価対象の除外等

応募者が次のいずれかに該当する場合は、本件募集の審査の対象から除外する。また、事業者として決定されたものが、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取消す。

- ア 複数事業計画書を提出したとき。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 書類の提出後に事業計画を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

(5) 選定委員会による審査の日時と場所
利用希望者に対して別途通知するものとする。

11 占用許可の手続き等

事業者は、次に留意して占用許可申請を行うこと。

- (1) 事業者の決定は、あくまでも募集をした土地に優先的に占用許可申請ができる権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するものではない。
- (2) 事業予定者は事業者決定の通知を受けた後、速やかに漁港管理条例第13条に基づく占用許可申請を行うこととする。また、許可を受けた日以降、事業着手できるものとする。

12 応募に当たっての留意点

- (1) 事業者は、占用許可を受けた日から1年以内に陸上養殖事業に着手しなければならない。
- (2) 占用許可に当たっては、申請者に対し次の条件を付す予定である。
① この許可に係る占用に起因して既設工作物又は第三者に損害を与えた場合は、

- 速やかに報告するものとし、この許可を受けた者の責任においてこれを処理すること。
- ② この許可に基づく権利は、他に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ この許可は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を取消し又は変更することがある。
ア 漁港漁場整備法、漁港管理条例又は前各号の条件に違反したとき。
イ 公益上又は漁港保全若しくは漁港維持管理上必要があると認められるとき。
ウ 占用料を指定期日までに納入しないとき。
- ④ 許可期間が満了したとき、又は許可を取消されたときは、直ちに原状回復を行い、検査を受けること。
- ⑤ 許可期間が満了後も継続して占用する場合においては、更新の申請書を許可期間満了日の1月前までに、占用を廃止する場合においては、廃止届を速やかに提出すること。
- ⑥ 漁港漁場整備法及び漁港管理条例を遵守すること。
- ⑦ 行為(占有)目的以外の行為(占有)及び工作物等の増改築等をしないこと。
- (3) 事業により発生する排水については、周辺海域の利用状況を十分配慮して排出すること。
- 13 その他
- (1) 必要に応じて、書類の内容について提出者から聞き取り調査を行う。
- (2) 3の応募資格のない者により提出された書類は無効とする。
- (3) 募集への参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

熊本県公告第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字沖野1818番6
272.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋52番地51セキュレア須屋G棟201号
西橋 昭太
西橋 美幸

熊本県公告第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和6年(2024年)2月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市旭志伊坂字山ノ上518番、同519番及び同520番1
11,368.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
福岡県久留米市東櫛原町289番地1
堅榮株式会社